

奈良県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年二月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除に係る保安林の所在場所 宇陀郡御杖村大字菅野三六五七の二六八（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び御杖村役場に備え置いて縦覧に供する。）